

1 改定理由

国の定めるガイドライン等の一部改定に伴う秋田県運用の改定。

2 改定内容

(1) 国ガイドライン等の改定に伴う秋田県運用の改定。

(2) その他所要の整備を行う。

3 適用日等

この運用による改定後の電子納品運用ガイドライン等の運用の規定は、令和6年10月1日以降に完成した工事及び業務委託から適用する。